

第 49 回
組合議会定例会会議録

高知県市町村総合事務組合

第49回高知縣市町村総合事務組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日時 令和5年2月14日(火) 午前11時00分 開議
- 2 開催場所 高知市本町4丁目1番35号 高知県自治会館 6階 第2会議室
- 3 出席議員
1番 板原啓文君
2番 中平正宏君
4番 常石博高君
5番 和田守也君
6番 古味実君
7番 片岡雄司君
8番 中尾博憲君
9番 松本敏郎君
10番 中城重則君
11番 岩垣實男君
- 4 欠席議員
3番 依光晃一郎君
12番 重森一宗君
- 5 説明のため出席した者
管理者 戸梶眞幸
副管理者 池田三男
副管理者 上村誠
副管理者 笹岡貴文
次長 林博則
課長 北川博史
主任 辻百合子
主幹 岡村倫子
主事 松岡涼
- 6 議事日程
 - 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 承認第1号 高知縣市町村総合事務組合退職手当条例の一部を改正する条例の専決

処分報告

- 第 5 承認第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 第 6 承認第3号 副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 第 7 議案第1号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第2号 高知縣市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例
- 第 9 議案第3号 高知縣市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例
- 第10 議案第4号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第5号 高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第6号 令和5年度高知縣市町村総合事務組合一般会計予算
- 第13 議案第7号 令和5年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算
-

午前 10 時 59 分 開会

○議長（中城重則君） お早うございます。

ただいまから、第 49 回 高知縣市町村総合事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、会議を開きます。

ご報告します。

3 番 依光議員、12 番 重森議員から、所用のため、本日の会議を欠席したい旨、届出がありました。

本日の議会は地方自治法第 113 条の規定による、定足数に達していることを報告いたします。

次に、管理者から、挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○管理者（戸梶眞幸君） はい。議長。

○議長（中城重則君） はい。管理者。

○管理者（戸梶眞幸君） お早うございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、はじめに、昨年末の記録的大雪によりまして、被害に見舞われました皆さま

にお見舞いを申し上げます。建物や農作物にも大きな影響が出て、未だに大変な思いをされている方も多いと聞いています。1日も早い復興・再開をお祈りいたします。

さて、本日、第49回高知縣市町村総合事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、3月議会を控え、何かとご多用の中、ご出席をいただきありがとうございます。

また平素は、皆様方のご協力、ご支援のもと、安定した共同処理を行うことが出来ておりますことに対しまして、組合を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会には、専決処分報告を3件、令和5年度当初予算のほか、地方公務員の定年延長、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う条例の制定議案などの7件を提出しております。

詳細につきましては、事務局から説明を申し上げますので、よろしくご審議いただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中城重則君） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、5番 和田議員、7番 片岡議員にお願いをいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

本日の議案は、管理者から提出され、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程第3、諸般の報告を行います。

「例月出納検査結果報告書」は、議案書3頁のとおりですので、お目通しを願います。

これで、諸般の報告を終わります。

続きまして、日程第4、承認第1号「高知縣市町村総合事務組合退職手当条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君） はい。議長。

○議長（中城重則君） 林次長。

○次長（林博則君） はい。それでは、着席させていただきましてご説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

承認第1号「高知縣市町村総合事務組合退職手当条例の一部を改正する条例の専決処分報告」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、非常勤職員に対する国家公務員退職手当法の適用要件が令和4年10月1日から緩和されたことに伴い、退職手当条例においても国家公務員退職手当法の改正に準じて、令和4年10月1日からフルタイムの会計年度任用職員に対する退職手当条例の適用要件の緩和を行ったものでございます。令和4年9月30日に、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分を行っておりますので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中城重則君） 以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 異議なしと認めます。

従いましてそのように決定をしました。

これより、採決に入ります。

承認第1号「高知縣市町村総合事務組合退職手当条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中城重則君） 挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 5、承認第 2 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君） はい。議長。

○議長（中城重則君） 林次長。

○次長（林博則君） はい。議案書 6 ページをお開き願います。

承認第 2 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和 4 年 8 月 8 日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿いまして、職員に係る給料表を国家公務員の給料表の改定に準じて令和 4 年 4 月に遡って改定し、令和 4 年 12 月に支給する職員の勤勉手当の支給率を 100 分の 95 から 100 分の 105 に引き上げ、令和 5 年度以降に支給する職員の勤勉手当の支給率を 100 分の 100 とする条例改正を、令和 4 年 11 月 22 日に、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので報告し、議会の承認を求めるところでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中城重則君） 以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

承認第 2 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中城重則君） 挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 6、承認第 3 号「副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君） はい。議長。

○議長（中城重則君） 林次長。

○次長（林博則君） はい。議案書 13 ページをお開きください。

承認第 3 号「副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、副管理者に対して令和 4 年 12 月に支給する期末特別手当の額について、県の特別職の期末手当の条例改正に準じて、令和 3 年 12 月に支給された期末特別手当の額に 157.5 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする条例改正を、令和 4 年 11 月 22 日に、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中城重則君） はい。執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

承認第 3 号「副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中城重則君） 挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり承認されました。

○議長（中城重則君） 続きまして、日程第 7、議案第 1 号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君） はい。議長。

○議長（中城重則君） 林次長。

○次長（林博則君） はい。議案書 15 ページをお開きください。

議案第 1 号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年等に関し、関係条例の改正を行うものでございます。

また、併せまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、常勤職員の定年年齢を令和 5 年度から 1 歳ずつ 2 年毎に段階的に

引上げ、令和 13 年 4 月に 65 歳とすること。60 歳に達した管理監督職の職員は、翌年度以降は、管理監督職以外の職に降任する管理監督職勤務上限年齢を導入すること。60 歳に達する年度の 3 月 31 日以降の職員を、本人の希望により、一旦退職した上で短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制度を導入すること。60 歳に達した職員の翌年度以降の給与水準を、当分の間、60 歳に達した年度の 7 割水準とすること。構成団体における改正前の定年年齢に達した日以後に退職した場合における退職手当の算定方法については、定年退職と同様とすること。育児休業の取得回数制限及び非常勤職員の介護休業の取得要件を緩和することでございます。

この条例の施行日は、令和 5 年 4 月 1 日でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中城重則君） 以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第 1 号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中城重則君） 挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中城重則君）　続きまして、日程第 8、議案第 2 号「高知縣市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君）　はい。議長。

○議長（中城重則君）　林次長。

○次長（林博則君）　はい。議案書だいぶ飛びまして、38 ページをお開き願います。

議案第2号「高知縣市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正等を考慮し、同法を施行するために必要な事項を定める条例の制定を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

また、この条例の施行に伴い、高知縣市町村総合事務組合個人情報保護条例は、廃止することといたします。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中城重則君）　以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中城重則君）　質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中城重則君）　異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号「高知縣市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例」を採決いたしま

す。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中城重則君） 挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中城重則君） 続きまして、日程第9、議案第3号「高知縣市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君） はい。議長。

○議長（中城重則君） 林次長。

○次長（林博則君） はい。議案書40ページをお開き願います。

議案第3号「高知縣市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律が適用される地方公共団体の機関から地方公共団体の議会が除外されること、また、高知縣市町村総合事務組合個人情報保護法施行条例の施行に伴い、本組合の議会についても適用される高知縣市町村総合事務組合個人情報保護条例を廃止とすることから、本組合の議会についても、引き続き条例により共通ルールに沿った措置を講ずるための条例の制定を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中城重則君） 以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ござい

ませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第 3 号「高知縣市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中城重則君） 挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中城重則君） 続きまして、日程第 10、議案第 4 号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君） はい。議長。

○議長（中城重則君） 林次長。

○次長（林博則君） はい。議案書 57 ページをお開き願います。

議案第4号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、フルタイムの会計年度任用職員の給料水準については、類似する職務に従事する常勤職員の給料月額を基礎としていることから、常勤職員に係る給料表の改定があった場合に、会計年度任用職員の給料についても常勤職員と同様に改定されるよう改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することといたします。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中城重則君） 以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 異議なしと認めます。

従いましてそのように決定をしました。

これより、採決に入ります。

議案第 4 号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中城重則君） 挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中城重則君） 続きまして、日程第 11、議案第 5 号「高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君） はい。議長。

○議長（中城重則君） 林次長。

○次長（林博則君） はい。議案書 58 ページをお開きください。

議案第5号「高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、自動車安全運転センターが交付する交通事故証明書の手数料の改定に伴い、災害見舞金に含めることができる交付手数料の額を600円から800円とする改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和5年4月1日です。

なお、この規定は、施行日以後に発行された交通事故証明書から適用し、施行日前に発行された事故証明書については、なお従前の例によることといたします。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中城重則君） 以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第5号「高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中城重則君） 挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中城重則君） 続きまして、日程第12、議案第6号「令和5年度高知縣市町村総合事務組合一般会計予算」及び日程第13、議案第7号「令和5年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算」の2議案は関連がございますので、一括し

て議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君） はい。議長。

○議長（中城重則君） 林次長。

○次長（林博則君） はい。令和5年度の一般会計及び交通災害共済事業特別会計の予算につきまして、お手元にございます「令和5年度 高知縣市町村総合事務組合 予算書」に基づきまして、ご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度 高知縣市町村総合事務組合 一般会計予算

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億4,419万4千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

それでは、予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

少し飛びまして、6ページをお開き願います。

6ページの歳入からでございます。

まず歳入、第1款 分担金及び負担金、第1項 市町村等負担金は、構成団体等からの負担金でございます。

1目 退職手当負担金は、退職手当業務に係る負担金でございます。24億9,313万1千円を計上しております。積算は、一般負担金、特別負担金それぞれ右の説明欄のとおりでございます。累積収支が赤字の団体からの累積収支差額調整が増えたことなどによりまして、2億7,574万9千円の増となっております。

2目 消防団員等負担金は、消防団員等公務災害補償等業務に係る負担金でございます。1億7,555万7千円を計上いたしております。積算は、説明欄のとおりでございます。構成団体の消防団員定数の減少に伴い消防団員等公務災害補償等共済基金への掛金が減額となることなどにより、154万1千円の減となっております。

3目 議員公務災害負担金は、議会議員公務災害補償業務に係る負担金でございます。169万7千円を計上いたしております。積算は、説明欄のとおりでございます。構成団

体の議員定数の減少に伴い市町村議会議員公務災害補償等組合連合会への掛金が減額となることにより、1万1千円の減となっております。

4目 職員費負担金は、市町村振興協会等の業務を兼務する副管理者等の人件費や市町村振興協会等に派遣している職員の退職手当負担金や共済費などに係る負担金でございます。1,957万1千円を計上しております。

次に、第2款 第1項 共済基金支出金でございます。

1目 消防共済基金支出金は、消防共済基金からの消防団員等公務災害補償費及び消防団員退職報償金の給付財源並びに安全装備品購入助成金を受け入れるものでございます。2億4,620万7千円を計上しております。消防団員等損害補償費は、遺族補償年金受給者の減少に伴いまして400万円の減、退職報償金は、過去5年間の実績によりまして、657万8千円の増となっております。

事業助成金は、令和4年度の実績により、9千円の増を見込んでいることから、目全体では、258万7千円の増となっております。

2目 議員公務災害連合会支出金は、市町村議会議員公務災害補償等組合連合会からの議会議員公務災害補償費を受け入れるものでございます。該当事案があれば、補正で対応するものでございます。

なお、予算額1千円は科目存置でございまして、これ以降の節において、1千円とありますのは、全て同様でございます。

第3款 財産収入、第1項 財産運用収入のうち、1目 利子及び配当金は、各基金の運用収入でございます。令和4年度末における基金の総額を、95億2千万円余りと見込んでおり、退職手当基金を、地方債と定期預金により、その他の基金を定期預金により運用することにより、2,060万6千円を見込んでおります。

2目 財産貸付収入は、当会館4階の貸事務室、3階会議室、共済会館前の契約駐車場などの貸付収入でございます。1,816万円を計上しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第4款 第1項 繰入金のうち、1目 特別会計繰入金は、交通災害共済事業特別会計からの事務局職員の人件費、その他事務経費の負担分を繰り入れているものでございます。280万4千円を計上しております。

2目 基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金の605万3千円のうち、20万円は、消防団員安全装備品助成事業の財源といたしまして、先ほどの消防基金からの助成金との差額を、財政調整基金から取り崩しを行うもので、残りの585万3千円は、会館の管理経費の財源といたしまして、取り崩しを行うものでございます。

また、退職手当基金繰入金は、退職手当給付金の財源といたしまして、取り崩しを行うものでございます。

第5款 第1項 1目 繰越金 4億6,086万5千円は、令和4年度の決算剰余金の見込

額でございます。内訳は、右の説明欄にありますとおり、退職手当事業で、4億6,024万5千円、消防補償等業務で、62万円を見込んでおります。

9ページをお願いいたします。

第6款 諸収入、第1項 預金利子は、当面支払う予定のない歳計現金を、当該年度内を原則といたしまして、定期預金など僅かでも金利のある預金に預け入れを行っているものでございます。4月の退職手当の支払いのピークが過ぎた後、負担金等の納入により一定の金額が歳計現金に溜まりましたら、定期預金での運用を予定しております。10億円を、0.005%で6か月運用した場合の額を計上しております。

第2項 雑入、1目 雑入の1,169万8千円は、町村会、議長会、市町村振興協会からの事務室共益分担金や、入居団体等からの自治会館の光熱水費などに係る実費徴収分などでございます。

続きまして、10ページの歳出に移ります。

第1款 議会費には、組合議会に係る議員の費用弁償旅費等といたしまして、21万1千円を計上しております。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、1目 一般管理費には、6,326万6千円を計上しております。内容につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

11ページをお願いいたします。

第2項 審議会費は、当組合の非常勤職員の公務災害補償等認定委員会や職員に係る退職手当審査会の経費で、該当事案があれば補正若しくは予備費で対応いたします。

第3項 監査委員費は、決算監査等のための費用弁償旅費、2名分の計上でございます。

第3款 事業費でございます。

1項 退職手当費 1目 退職手当給付費には、30億809万6千円を計上しております。令和5年度は、定年退職者がいない年度ではありますが、退職予定者を見積もることが困難であることから、退職手当給付金は昨年度と同額の30億円を計上いたしております。

また、退職手当システムの保守と定年延長に伴う改修に係る委託料といたしまして757万3千円を、退職手当システム機器のリース料といたしまして、52万3千円を計上しております。

次ページの2目 審議会費は、特別職の退職手当の支給率について審議を行う「特別職退職手当審議会」にかかる経費でございます。

3目 検討委員会費は、退職手当事務に関する収支予測及び財源対策等の検討を行う「退職手当問題検討委員会」にかかる経費でございます。必要があれば補正若しくは予備費で対応いたします。

第2項 消防団員等災害補償費の、1目 消防団員等災害補償費は、消防団員や協力者

に係る公務災害の補償費、2目 消防団員退職報償金は、5年以上務められた消防団員の退職報償金の支払いに係る経費でございまして、共に消防基金から財源を受け入れて充当しております。消防団員等災害補償費には、8,500万1千円を、消防団員退職報償金には、1億5,888万4千円を計上しております。増減理由につきましては、歳入の消防共済基金支出金で触れましたとおりでございます。

3目 賞じゅつ金費、4目 審査会費は、該当事案が発生すれば補正若しくは予備費で対応いたします。

13ページの5目 安全装備品助成事業費には、252万3千円を計上しております。消防基金からの助成金と財政調整基金を財源に、消防団員の安全装備品の購入を行うものでございます。

第3項 議会議員公務災害補償費は、構成団体の議会議員に係る公務災害補償費の支払いや認定委員会等の経費でございます。ここ10年間以上、該当事案が発生しておりませんが、該当事案が発生いたしましたら、補正若しくは予備費で対応いたします。

第4項 財産管理費、1目 会館管理費には、2,440万1千円を計上しております。自治会館に係る、光熱水費、清掃業務の委託料などの管理経費でございます。電気代が高騰していることや、数年ごとに行う保守の関係によりまして、前年度より増額となっております。

続きまして、次の14ページをお願いいたします。

第4款、共済基金掛金でございます。

1目 消防共済基金掛金の1億6,419万1千円は、消防団員等公務災害補償等共済基金に、2目 議員公務災害連合会掛金の96万円は、市町村議会議員公務災害補償等組合連合会に対する掛け金でございます。

第5款 諸支出金の、第1項 積立金は、各基金への積立金でございます。各基金の運用利息を、それぞれ基金に積み立てることとしております。

なお、5目 施設整備基金費につきましては、基金運用利息の他に、財産貸付収入、事務室共益分担金等を財源として、自治会館の修繕のための財源を積み立てております。

15ページの第6款 予備費には、前年度と同額の150万円を計上しております。

続きまして、16ページから20ページまでは、当組合の給与費及び職員手当の明細を記載しております。詳細な説明は省略させていただきます。

続きまして、令和5年度の交通災害共済事業特別会計予算案について、説明させていただきます。

21ページをお開きください。

令和5年度 高知縣市町村総合事務組合 交通災害共済事業特別会計予算

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,137万1千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

少しまた飛びまして、26ページをお願いいたします。

26ページの歳入からでございます。

歳入、第1款 共済掛金でございます。交通災害共済への加入率を最近の加入状況から8.1%とし、構成団体の人口の減少を勘案いたしまして、加入者数を1万4,020人と見込みまして、掛金が1人500円でありますことから、掛けまして、701万円を計上しております。

第2款 財産収入、1目 利子及び配当金は、基金の運用収入でございます。

第3款 繰入金は、単年度の歳入不足額につきまして、交通災害共済基金から特別会計に繰り入れるものでございます。令和5年度は、435万5千円を計上しております。

27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第1款 事業費、1目 交通災害事業費には、1,126万7千円を計上しております。

7節 報償費は、加入者1人当たり70円の事務取扱手数料として、各市町村支部にお支払いしているものでございます。

10節 需用費は、加入者募集用のパンフレットなどの印刷費用を計上したものでございます。

21節 補償、補填及び賠償金は、被災者への見舞金でございます。660万円を見込んでおります。

27節 繰出金は、事務局職員の人件費、その他事務経費につきまして、交通災害共済事業の負担分といたしまして、一般会計に繰出すものでございます。280万4千円を計上しております。

第2款 諸支出金、1目 交通災害共済基金費の4千円は、交通災害共済基金の運用収入を、同基金に積み立てるものでございます。

第3款 予備費には、前年度と同額の10万円を計上しております。

令和5年度の当初予算案に関する説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中城重則君） 以上で、執行部の説明が終わりましたが、本2議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 質疑なし、質疑を終わります。

お諮りします。

本 2 議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中城重則君） 異議なしと認めます。

従ってそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第 6 号「令和 5 年度 高知縣市町村総合事務組合 一般会計予算」を採決いたします。本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中城重則君） 挙手全員であります。

よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 7 号「令和 5 年度 高知縣市町村総合事務組合 交通災害共済事業特別会計予算」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中城重則君） 挙手全員であります。

よって本議案は原案のとおり可決されました。

以上で提案された議案については、全て議了いたしました。

議事運営にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第 49 回 高知縣市町村総合事務組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 11 時 38 分 閉会

上記のとおり第 49 回高知県市町村総合事務組合議会定例会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、議長及び署名議員が署名する。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長 中 城 重 則

議 員 和 田 守 也

議 員 片 岡 雄 司